

商流システム開発業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、商流システム開発業務の受託者を、価格のみによらず技術力や実績等の様々な観点から選定を行う公募型プロポーザル方式により決定するにあたり、必要な事項を定める事を目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名称：商流システム開発業務
- (2) 業務区域：隠岐の島町 地内
- (3) 業務内容：別紙「商流システム開発業務 仕様書」に定めるとおりとする。
- (4) 業務期間：契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 26 日まで
- (5) 提案上限額：契約の上限額は 5,100,000 円とする。（全て消費税及び地方消費税を含む。）

3 事務局

隠岐の島町役場 都市計画課 都市計画係（担当：西尾）

住所

〒685—8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

電話番号

代表 08512—2—2111

直通 08512—2—8580

E-mail : toshikei@town.okinoshima.shimane.jp

4 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式により最優秀提案者（優先交渉権者）を決定し、当該提案者と契約要件について協議・調整を行った上で、予算の範囲内で合意に達した場合に契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点評価者との交渉に移行する。

5 参加資格要件等

本プロポーザルに参加できるものは、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規程に該当しない者であること。
- ② 業務提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
 - ⑥ プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - (ア) 親会社と子会社の関係
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (エ) 前 5 号と同視し得る資本関係又は人的関係
 - ⑦ 類似した業務の実績を有していること。ただしその年次範囲は問わない。
- (2) 配置予定技術者に対する要件
- ① 管理技術者と担当技術者を兼任していないこと。
 - ② 管理技術者もしくは担当技術者が商流システム開発業務を完了した実績を有すること。
- (3) 応募者の構成
- 本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した再委託業務予定調書（様式第 4 号）を隠岐の島町に提出する。なお、再委託業務予定調書を提出する場合は、委託先が上記の参加資格の要件を満たしていること。

6 失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格となる場合はある。

- (1) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 商流システム開発業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 契約を締結するまでの間に参加資格の「5 資格要件」を有しなくなった場合

7 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりであり、日程については変更、またはその他の理由により、プレゼンテーション及びヒアリングを中止する場合がある。

内 容	期限・締切日など
募集公告（実施要領等の配布）	R8. 8. 3（月）
参加申込書の受付期間	R8. 8. 3（月）～R8. 8.21（金）午後 5 時
参加申込書等に関する質問書受付期間	R8. 8. 3（月）～R8. 8.17（月）午後 5 時
参加申込書等に関する質問書の回答期限	R8. 8.19（水）
参加資格可否の通知	R8. 8.25（火）
業務提案書提出期間	R8. 8.25（火）～R8. 9.4（金）午後 5 時
業務提案書等に関する質問書受付期間	R8. 8.25（火）～R8. 8.31（月）午後 5 時
業務提案書等に関する質問書の回答期限	R8. 9.2（水）
プレゼンテーションおよびヒアリング	R8. 9 月中旬
結果の通知（発送）	R8. 9 月中旬

※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡する。

8 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードすること。

(URL:<http://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

- (1) 公告文
- (2) 商流システム開発業務プロポーザル実施要領
- (3) 商流システム開発業務仕様書
- (4) 商流システム開発業務評価要領
- (5) 各様式

9 プロポーザル手続きへの参加の辞退

本業務の希望者がプロポーザル手続きへの参加を辞退するときは、辞退届（様式任意）を提出しなければならない。

なお、プロポーザル手続きへの参加を辞退した者は、これを理由として、以後、不利益な取扱いを受けない。

10 質問及び回答

プロポーザル手続きに関する質問は、次のとおり実施する。なお、提出書類の作成に関する事項に限り受け付けるものとし、審査及び評価に関する質問は、一切受け付けない。

(1) 提出期限

【参加申込書等に関する質問】 令和8年8月17日（月）午後5時（必着）

【業務提案書等に関する質問】 令和8年8月31日（月）午後5時（必着）

(2) 提出先 事務局

(3) 提出書式 質問書（様式第7号）

(4) 提出方法 電子メールにより行うこととし、持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けない。なお、電子メールの表題は「海の見える交流館デジタル活用実証業務プロポーザル質問書」として送信すること。送信した際には、電話等で送信した旨を伝えること。

(5) 回答期限

【参加申込書等に関する質問】 令和8年8月19日（水）

【業務提案書等に関する質問】 令和8年9月 2日（水）

(6) 回答方法 隠岐の島町公式ホームページにて一括で回答する。

11 参加申込書等の提出

(1) 提出期限 令和8年8月21日（金）午後5時（必着）

(2) 提出先 事務局

(3) 提出方法 持参または郵送（配達証明付書留郵便に限る。）

(4) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）

- ② 事業者概要書（様式第 2 号）
 - ③ 業務実績書（様式第 3 号）
 - ④ 再委託業務予定調書（様式第 4 号）
 - ⑤ 予定技術者調書（管理・担当）（様式第 5 号）
 - ⑥ 業務実施体制調書（様式第 6 号）
 - ⑦ 業務責任者・担当者の雇用を証明する書類等（雇用証明書、健康保険証等）の写し
- (5) 提出部数
原本 1 部
- (6) 通知

参加申込書等に基づく参加資格の有無については、令和 8 年 8 月 2 5 日（火）に、参加申込者全員へ電子メールで通知する。また、参加資格が「有」と判断された者には、プレゼンテーションおよびヒアリングの実施日程および場所を改めて通知する。なお、参加資格が「無」と判断された者の業務提案書の提出は受け付けない。

1 2 業務提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時（必着）
- (2) 提出場所 事務局
- (3) 提出方法 持参または郵送（配達証明付書留郵便に限る。）とし、併せて電子データ 1 式 CD-R または DVD-R に保存し提出すること。

(4) 提出書類

① 業務提案書（任意様式）

業務仕様書を踏まえ、本業務に対する提案者の考え方、業務実施項目の実施方法等を求めるものであり、提案趣旨については、簡潔明瞭に示すものとする。

なお、業務仕様書は業務の流れ、本町が業務成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、提出者の技術提案の内容を制限するものではない。

(ア) 6 部提出（5 部「企業名・団体名無し」、1 部「企業名・団体名有り」）

(イ) 原則 A 4 サイズ、縦長片面で 1 0 枚以内とする。

A 3 サイズを使用する場合は、A 4 サイズ 2 枚分と換算する。

(ウ) 文字サイズは 1 0.5 ポイント以上

(エ) カラー可、図、絵、写真等の使用は可。

② 業務工程表

(ア) 6 部提出（5 部「企業名・団体名無し」、1 部「企業名・団体名有り」）

(イ) 様式自由。ただし、A 3 サイズ、横長片面で 1 枚以内。

③ 見積書

(ア) 提出部数は、6 部提出（5 部「企業名・団体名無し」、1 部「企業名・団体名有り」）

(イ) 様式は自由。ただし、積算の具体的な内訳を記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

(ウ) 見積書の宛先は隠岐の島町長とすること。

1.3 プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

業務提案書提出後、参加者から業務提案書類に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。なおプレゼン等に出席しない場合は、採点は行わない。

- (1) 開催日 令和8年9月中旬予定
- (2) 場所 隠岐の島町役場本庁
- (3) 時間構成 発表時間40分程度
(プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分程度)
- (4) 参加方法 現地もしくはWeb会議システムを使用したリモート参加
(リモート参加による減点はない)
- (5) 留意事項
 - ① プレゼン等には業務責任者の出席を必須とし、出席者は4名以内（パソコン操作員含む）とする。
 - ② プレゼン等に出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。
 - ③ パワーポイント等の画像の投影については、その内容が業務提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り認める。大型モニター（100インチ）及びHDMIケーブルは事務局が用意するが、その他の機器は各自で用意すること。
 - ④ Web会議システムでの参加の場合、加えて以下を留意すること。
 1. Web会議システムは参加者側が用意すること。
 2. 隠岐の島町側の機器の準備及び操作は事務局でおこなうものとする。
 3. リモート参加の場合は開催日の2開庁日前までにその旨を事務局へ通知し、参加のためのURL・ID・パスワード等をメールにて送付すること。
 4. Web会議システムはZoom・Teamsのいずれかを使用すること。
 5. 参加者はそれぞれ別のPCにてWeb会議に参加すること。また、カメラ・マイクは常にONにし、プレゼン中は画面外に出ないこと。
 6. 現地参加とリモート参加併用は不可とする。
 7. 録画・録音などは不可とする。
 8. 背景画像や表示名等により、企業名が明らかにならないよう留意すること。
 9. その他、無関係な人物等の映り込み、音かぶりがないように十分に留意すること。

1.4 審査方法及び審査基準

(1) 審査委員会

参加申込書等及び業務提案書の審査、評価及び最も優れた業務提案書の特定は、審査委員会において行う。本プロポーザルに関して、参加申込者及び業務提案書提出者が1者のみの場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

◎委員名簿

役職	団体名等
委員長	隠岐の島町 商工観光課長
委員	隠岐の島町 農林水産課長
委員	隠岐の島町 地域振興課長
委員	隠岐の島町 総務課長
委員	隠岐の島町 都市計画課長

(2) 評価項目による評価

提出された業務提案書等ならびにプレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に判断し、最優秀者及び次順位者を特定する。

(3) 審査結果の通知

全ての参加者に電子メール及び文書で通知する。また、町ホームページでも結果を公表する。

(4) 審査項目と配点

審査項目と配点割合は、次のとおりとする。

No	評価項目		評価基準	評価点
1	事業背景の理解	事業目的の理解	地消地産、地域内経済循環、離島物流の課題、担い手育成など、本事業の背景を正確に把握しているか。	10
		計画との整合性	隠岐の島町が策定する総合振興計画等に掲げられた基本目標・重点施策などと整合しているか。	5
2	提案内容の有効性・実現可能性	地域産業の現状分析の妥当性	農業・水産業の構造、流通量、付加価値額、既存課題を踏まえた分析が行われているか。	10
		商流モデルの妥当性	地域内外の流通を再構築するためのモデルが具体的かつ実現可能であるか。	10
		地域内事業者との連携方針	農家、水産業者、加工事業者、商店、宿泊施設等との協働方法が具体的に示されているか。	10
		地域外販路の開拓方針	都市圏・山陰地域等への販路開拓の方法が具体的かつ実現可能であるか。	10
		担い手育成との連動性	高校生・学生・移住希望者等が関わる仕組みが提案されているか。	5
3	デジタル活用 の 妥当性	O2O・ECの活用方針	オンラインとオフラインを連動させた販売促進の仕組みが具体的か。 離島の物流特性を踏まえたEC活用の現実性があるか。	10
		データ連携・DXの視点	生産・流通・販売のデータを活用した改善提案があるか。	5
4	業務遂行能力・実績	業務経験の実績	同種事業の実績があるか。 離島など地理的条件を踏まえた実績があるか。	10
		行政・教育機関・事業者との協働実績	多様な主体と連携した事業遂行能力があるか。	5
		業務遂行体制・管理能力	必要な専門性・人員体制が確保されているか。 スケジュール管理、リスク管理、情報管理の体制が整備されているか。	5
5	見積価格		・（最低提案価格／提案価格）×5点 ※小数点以下切り捨て	5
合 計				100

1 5 費用負担

本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とする。

1 6 業務委託契約の締結

- (1) 町は、最優秀者に対し、「商流システム開発業務」の契約に係る優先交渉権を付与する。最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行うこととする。
- (2) 契約については、契約交渉により本町と合意に至った場合に、契約限度額の範囲内で随意契約を締結することとする。

1 7 業務委託の範囲

本業務の範囲は別紙仕様書を基本とするが、隠岐の島町の判断により契約締結時において、隠岐の島町と契約締結する事業者が業務提案書により行った追加提案等の内容を追加、変更できることとする。

1 8 その他留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルには参加できない。
 - ① 必要書類を提出期限までに提出しない場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 本件に関して不正又は公正さを欠く行為等があった場合
- (2) 提出書類の記載内容に関する責任は提案者が負うものとする。
- (3) 提出書類の著作権は、隠岐の島町に帰属することとする。
- (4) 提出書類は、プロポーザル選考の公表（広報、ホームページ等）や出版物等への掲載、展示等に使用する。
- (5) 参加申込者及び業務提案書に記載した配置予定の業務責任者及び担当者は、特別な場合を除き、変更することはできない。
- (6) 提出された書類の返却は行わない。
- (7) 審査内容の詳細や個別の評価に関する問い合わせには応じない。
- (8) 本要領に定めのない事項については、協議のうえ決定する。